

障害のある方へ

障害のある方への主な福祉施策

市で行っている障害のある方などへの主なサービスや助成制度についてご案内します。なお、このほかにも受けられるサービスがありますので、詳細は市をご覧になるか、お問い合わせください。

▶障害福祉課①～③042-420-2806

④・⑤・⑥・⑧042-420-2804 ⑦042-420-2805

*…支給要件や自己負担があります。詳細はお問い合わせください。

事業		内容 ^{など}
①助成	自動車燃料費の助成	 ●身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方 ●身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方のために運転する同居家族がいる方 ※所得制限 ^{あり} ※施設入所者などは非該当 ※タクシー料金助成との併給不可
	タクシー料金の助成	 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方 ※所得制限 ^{あり} ※施設入所者などは非該当 ※自動車燃料費助成との併給不可
	自動車運転教習費(第一種普通免許取得)の補助	運転免許を取得するための教習費用の一部を助成  身体障害者手帳1～3級(内部障害は4級、下肢または体幹に係る障害は4・5級で歩行困難なものを含む)、愛の手帳所持者で、運転免許適性試験に合格した方 ※市内に引き続き3カ月以上住所を有する方 ※所得制限 ^{あり}
	自動車改造費の助成	就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成  18歳以上で身体障害者手帳1・2級の上肢・下肢・体幹機能障害の方 ※所得制限 ^{あり}
②手当	心身障害者福祉手当	 身体障害者手帳1～4級・愛の手帳1～4度の方、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ※所得制限 ^{あり} ※施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
	特別障害者手当	 20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度以上の身体障害、疾病・精神障害が2つ以上重複している方など(障害者手帳がなくても申請可能) ※施設入所者・病院等に3カ月を超えて入院しているときなどは非該当 ※所得制限 ^{あり}
	障害児福祉手当	 20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度以上の身体障害、疾病・精神障害のある方(障害者手帳がなくても申請可能) ※施設入所者・障害を事由とする公的年金を受けているときなどは非該当 ※所得制限 ^{あり}
	難病者福祉手当	 治療が困難な疾病の治療中で、東京都難病医療費助成制度による特定医療費受給者証、  医療券を所持している方(ウイルス肝炎・肝がんを除く)および点滴でんかんにり患している方 ※所得制限 ^{あり} ※施設入所者・心身障害者福祉手当受給者・生活保護受給者などは非該当
	重度心身障害者手当	 重度の知的障害で常時複雑な配慮が必要な著しい精神症状がある方、重度の知的障害と重度の身体障害が重複する方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 ※所得制限 ^{あり} ※施設入所者・病院等に3カ月を超えて入院しているとき・新規申請時65歳以上の方などは非該当
③医療	心身障害者医療費の助成	 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む)の方、愛の手帳1・2度の方、精神保健福祉手帳1級の方 ※所得制限 ^{あり} ※新規申請時65歳以上の方(都外からの転入者など該当する場合 ^{あり})・医療保険未加入の方などは対象外
	自立支援医療費(更生医療)支給	身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費の一部を公費で負担  18歳以上の身体障害者手帳所持者 ※所得に応じた自己負担 ^{あり} ・一定所得以上の方は給付対象外の場合 ^{あり}
	自立支援医療費(精神通院)支給	精神疾患により医療機関に通院する際の医療費の一部を公費で負担 ※所得に応じた自己負担 ^{あり} ・一定所得以上の方は給付対象外の場合 ^{あり}
	難病医療費等の助成	国または都が定める難病に該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じた自己負担 ^{あり}
	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費の助成	都内在住で、都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型ウイルス肝炎の治療が必要と診断された方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じた自己負担 ^{あり} ・生活保護受給者は対象外
	原子爆弾被爆者援護	居住者変更届などの受理
④障害福祉サービス	介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費等の支給	居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホームの利用、自立訓練、就労支援などに係る費用の一部を支給
	計画相談支援	上記サービス等を利用するに当たり、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、「サービス等利用計画案」等を相談支援事業所が作成 ※自己負担 ^{なし}
	移動支援利用助成	* 外出時にヘルパー支援を要する障害者の費用の一部を助成
	生活サポート利用助成	* 日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する障害者の費用の一部を助成
	日中一時支援利用助成	* 日中における介護者の不在時に一時的に活動の場所を確保するための費用の一部を助成
	地域活動支援センター(身体)利用助成	* 地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要する費用の一部を助成
	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト	重症心身障害児(者)などを介護する家族などの一時休息を図るため、療養上必要な介助を提供

事業		内容 ^{など}
⑤補装具・日常生活用具 ^{など}	補装具費の支給	* 身体障害者(児)の身体的機能を直接的に補い日常生活を容易にするため、補装具の購入・借り受け・修理費の一部を公費で負担  身体障害者手帳所持者・難病患者 ^{など}
	日常生活用具の給付	* 在宅の重度障害者(児)・難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、市が定める日常生活用具の給付費の一部を公費で負担  身体障害者手帳所持者・難病患者 ^{など}
	住宅設備改善費の給付	* 日常生活を容易にするための家屋の設備改善費(中規模改修・屋内移動設備)を一定限度額内で補助(65歳以上一部除外)  学齢児以上の在宅の重度障害者(児)で肢体に係る障害がある方および補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方
	家具等転倒防止器具取付け等サービス	住宅内の家具の転倒防止器具を給付・取り付け等を行う  身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上の方のみで構成される世帯(過去に本市の事業で取り付けをしていない世帯) ※支給要件 ^{あり}
	中等度難聴児補聴器購入費の助成	* 言語取得やコミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の新規購入費の一部を助成  身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の中等度難聴児
⑥介護・日常生活の援助	手話通訳者派遣	意思の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣  聴覚および言語障害者
	要約筆記者派遣	意思の疎通を円滑にするため要約筆記者を派遣  聴覚障害者
	重度脳性麻痺者介護	生活圏の拡大のために介護券を交付(家族介護)  重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳1級を有する20歳以上の方(利用回数月12回 ^{まで})
	心身障害者(児)施設緊急一時保護	* 障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養などにより介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護(宿泊)
	在宅重度心身障害者(児)入浴サービス	入浴することが困難な在宅の重度心身障害者(児)に対し、巡回入浴車による入浴サービスを行う(週1回)  身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方 ※介護保険対象者を除く
	重度身体障害者救急代理通報等システム	ひとり暮らしなどの重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、救急代理通報等システムを設置  18歳以上のひとり暮らしなどの重度身体障害者
	移送サービス	車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う(ハンディキャブ・けやき号)  車いすを使用しなければ外出が困難な方または、重度の視覚障害者 ※利用条件、運行範囲 ^{あり}
	障害者総合支援センターフレンドリー	基幹相談支援センター・えぼっく ●障害のある方(障害種別は問いません)に関する相談 (月)～(土)：午前9時～午後6時 ●発達障害専門相談(予約制・不定期) ●先輩ママとお話する会(予約制・毎月第1(木)) ※(日)・(祝)・年末年始は休み  042-452-0075・  042-452-0076
		地域活動支援センター・ハーモニー 障害のある方(主に精神障害の方)を対象とした相談(継続利用は原則登録制) (月)・(火)・(木)・(金)：午前10時～午後7時30分 (水)：正午～午後6時、(土)：午前10時～午後6時 ※(日)・(祝)・年末年始は休み  042-452-2773・  042-452-2774
		障害者就労支援センター・一歩 障害のある方(障害種別は問いません)を対象とした、主に企業就労に関するご相談 (月)～(金)・第1(土)：午前9時～午後5時 ※面談は予約制 ※(土)(第1(土)を除く)・(日)・(祝)・年末年始は休み  042-452-0095・  042-452-0096
⑦相談	地域活動支援センター・西東京市保谷障害者福祉センター	身体障害者・高次脳機能障害者を対象とした相談 (月)～(金)：午前9時～午後5時 ※(土)・(日)・(祝)・年末年始は休み  042-463-9861・  042-463-9862
	地域活動支援センター・ブルーム	障害のある方(主に知的障害、発達障害の方)を対象とした相談 (火)・(木)・(金)：午前10時30分～午後6時30分 (水)・(土)：午前10時～午後5時30分 ※(日)・(月)・(祝)・年末年始は休み  042-452-3085・  042-452-3086
	障害福祉課田無庁舎窓口	障害福祉サービスなどに係る相談 ^{など} (月)～(金)：午前8時30分～午後5時  042-420-2805・  042-466-9666 ※ケースワーカー制の導入に伴い、地区担当が相談に応じます
	市庁舎内に手話通訳者の設置	田無庁舎、防災・保谷保健福祉総合センターに手話通訳者を設置 ●福祉の相談窓口：毎月第1(水)午後1時～5時 ●田無庁舎：毎月第3(金)午後1時～5時 ※(祝)の場合は実施日が変更となります
	ヘルプカードの配布	 障害のある方に、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人にも願うためのヘルプカードを配布 ※配布対象者要件 ^{あり} ※配布場所：障害福祉課(田無庁舎、防災・保谷保健福祉総合センター)、保谷障害者福祉センター、西東京市障害者総合支援センターフレンドリー
⑧その他	ヘルプマークの配布	 内部障害など、外見からは障害があることが分かりにくい方が身に着けるためのヘルプマークを配布 ※配布場所：障害福祉課(田無庁舎、防災・保谷保健福祉総合センター ^{など})
	障害者サポーター養成講座の開催(初級編・中級編)	初級編：ヘルプカード、ヘルプマーク等についての説明 ^{など} 中級編：障害そのものの理解や環境のあり方についての説明 ^{など} (初級編受講者が対象) ※開催日程などは市報などでお知らせ  042-452-7062
	障害者スポーツ支援事業	障害者スポーツ指導員・補助員と一緒に行う、スポーツレクリエーション活動 第3(土)：午前9時30分～11時30分 ※事前申込、スポーツ傷害保険料 ^{あり}  042-424-7775・  042-439-4487
	かわうそ水泳教室事業	指導員・補助員と一緒に水慣れから始め、水中での感覚を体感するなど、水泳を通じたレクリエーション活動 第4(土)(7・8月は除く)：午後1時～2時30分  042-425-0505・  042-425-0606